

守口フットボールクラブ 入会規則

加盟団体

守口市スポーツ少年団サッカー部会

守口市サッカー連盟

日本サッカー協会登録

140401

< 運営主旨 >

1. 守口フットボールクラブは、サッカーの練習および試合を通して少年達の親睦をはかり体を鍛え、フェアプレイの精神を学び、正しく強く生きる人間を作ることをねらいとしています。
2. 守口フットボールクラブは、楽しいサッカーを基礎に、創造性を持った個性豊かなサッカー選手を育てることをねらいとしています。
3. 守口フットボールクラブは、次世代をになう青少年を育成するための指導者を育てることをねらいとしています。

< クラブ規則 >

1. 欠席の多い人や、協調性のない人、他のクラブ員に迷惑をかける人は、クラブを退会してもらうこともあります。
2. スポーツには、多少のケガはつきものです。十分に注意して指導しますが、完全に防止することは不可能です。試合・練習またその往復途上におけるトラブルには応急の処置はしますが、それ以上の責任は負いかねますので、あらかじめ御了解ください。
参加者全員に、スポーツ傷害保険に加入していただきます。
3. 集合は、原則として、練習場にて行ないます。解散は、その日の練習場にて行ないます。やむをえず練習を中止したり、時間、場所等を変更する場合がありますので、チームメイトどうし、良く連絡を取ってください。（各個人にすべてに対しては、連絡できません。）
4. 練習や試合・スポーツ少年団の行事には必ず参加して下さい。また、各自の出したゴミ等は各自で持ち帰り始末するようにして下さい。
5. ボール、ユニフォームなどサッカーの用具、服装などはきちんとととのえて下さい。用具を持ってこなかったり、サッカーにふさわしくない服装をしていた場合は練習に参加できない場合があります。

< 入会要項 >

1. 入会は 原則として小学1年生以上の 健康な方で保護者の承諾した人に限ります。
2. 保護者の承諾のない入会は 無効です。
3. 毎年の手続き料は、別紙申し込み用紙に記載しております。

前年度に引き続き参加する人も 毎年度ごとに入会 申し込みが必要です。

(スポーツ少年団登録費、サッカー協会登録費、スポーツ傷害保険費等も毎年更新です。)

4. 年会費は原則として1年分をまとめて納入してください。
分割納入の場合は 事前にその旨ご連絡ください。
5. いただいた会費は、練習場の維持・管理費、各種登録費、多くの大会の参加費等に使います。
6. 納入いただいた会費は、お返しいたしません。特別の財源はありませんので 対外試合や
レクレーション等の、参加費や交通費は、必要な場合には別にいただくことがあります。
7. 保険等 手続の関係上 練習開始は申し込みの翌月からになることがあります。
8. 入会金および年会費、用具代等の費用は、おつりのないように入れて封筒等に入れ、監督紺谷 (コンタニ)
・コーチまで、おとどけください。
9. 提出された個人情報、サッカーの登録、案内、連絡のためにのみ使用します。
10. 不明の点はコーチまたは紺谷までお問い合わせ下さい。(紺谷：電話 06-6997-1536)
(携帯電話 090-2703-6361)

< 練習時間 >

小学生1・2・3年生	毎週	水曜日	15時30分から18時
		土・日・祝日	9時から11時30分頃
小学生4・5・6年生	毎週	火曜日・木曜日	16時から18時
		土・日・祝日	9時30分から12時

<注>

平日の練習時間は学校の時間割等によって変更することがあります。

1・2・3年生の平日の練習参加は自由です。

練習は、天候・試合参加・その他の事情により、休みになることがあります。

また、その連絡も、個々にはできないこともありますので、ご了解下さい。

予定等は、監督の予定表でお確かめ下さい。<http://www16.ocn.ne.jp/~kontani/>

または、紺谷まで 090-2703-6361 連絡ください。